高松家庭裁判所委員会(第30回)議事概要

1 日時

平成30年11月2日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (1) 委員

今村智仁,小野美佐子,菊井一夫,豊島貴子,松島欣哉,森川英彦,柳瀬治夫, 山本美雪,吉田剛

(2) 説明者

山内陽子(主任家庭裁判所調查官), 仲上航(主任書記官)

(3) 事務担当者

藤川浩(首席家庭裁判所調査官),佐藤美貴(次席家庭裁判所調査官),松井隆樹(首席書記官),山崎晃(事務局長),平野誠宏(事務局次長),山沖博史(総務課長),大塚昭人(総務課課長補佐)

4 議事(■委員長,○委員,●説明者又は事務担当者) 本日のテーマ「子の監護をめぐる調停事件(主に面会交流)について」に関する協

議

- (1) テーマに関して、説明者が別紙のとおり説明した。
- (2) 質疑応答及び意見交換
 - 面会交流の調停申立ては、別居親からなされることが多いと思うが、子どもから 申立てをすることはあるか。
 - 子どもから申立てができないわけではないが、まずないと思われる。稀に、同居親から面会交流をするよう申立てがされる場合があるが、別居親からの申立てが大部分である。
 - 同居親が別居親に子どもを会わせないことを理由に、子どもが申立てをするケースもないということか。
 - 法律上不可能ではないが、実際の件数はほぼゼロだと思われる。自身で申立て をできるくらいの年齢の子どもは、自分で別居親と会うことも可能と思われ、事 実上別居親に会いに行けば済むと考えられるからである。
 - 裁判所が作成している「面会交流のしおり」や面会交流に係るDVDでは、面会交流における子どもとの望ましい接し方について述べられているが、双方共に望ましい接し方ができればそもそも離婚していないと思われ、交付する人が物分かりが良いことを前提にしているような気がした。上記しおりを面会交流の調停手続の早期の段階で両親に渡すと、別居親は同居親が望ましい対応をとっていないと非難し、同居親も同様に別居親を非難するなど、互いに相手を非難するための道具として使われるのではないか。それよりはむしろ、ある程度同居親又は別居親になることが決まってきた段階で、それぞれに同居親又は別居親の心構えを示す方が、相手に対して過度の要求をしなくて良いのではないか。

- ●確かに、上記しおり等を見た場合に、相手が望ましい対応をとっていないと非難する親は存在する。その場合には、その親に対しては、「相手にも同様に子どもへの接し方に気を付けるよう注意しているので、あなたも気をつけてください。」というように言っている。どのようなタイミングで上記しおりを交付するか等については、今後、家庭裁判所調査官(以下「調査官」という。)としても考慮していきたいと思う。
- 私の所属する部署では子どもの貧困対策の問題を取り扱っているが、ひとり親の家庭は貧困率が高い。多くの場合は、母親が同居親、父親が別居親となっているかと思われるが、養育費がきちんと支払われていないという報道等もあるところであり、個人的には、別居親である父親は養育費を約束どおり支払った上で面会交流を行うべきと考える。
- 同居親,別居親とも,どうしても養育費と面会交流をリンクさせて考えがちであり,養育費の問題と親子との交流との問題は切り分けて考えるよう当事者には話しているが,難しいところがある。
- 私の所属する部署には、面会交流が困難であることそのものについて相談がされることは余りないが、面会交流以外の各種トラブル、とりわけ、離婚後、監護親が子どもを虐待しているのではないかといった相談は相当数ある。
- 面会交流を拒む理由としてDVが挙げられることが多いが、家庭内の問題ということもあり、否定されると立証がしにくい。DVの事実が証明できないなら面会交流の禁止制限事由はなく、面会交流をせよということには直ちにはならないが、難しい問題である。
- 最近,ある2歳児が,急に母親がいなくなって「自分でパジャマが着られない。」 などと言うようになり、心が荒れだしたということがあった。面会交流で定期的 に母親と会っていれば、どんなに健やかに育つだろうかと思われ、面会交流の取 組が進んでいけばよいと思う。

ところで、養育費の支払や面会交流について定めてあるにもかかわらず、同居 親が別居親に子どもを会わさないという場合、裁判所から同居親に働きかけを行 ったり、何らかの指導をしたりすることがあるのか。

● 面会交流に消極的な同居親に対しては、調停・審判手続における調査官の面接の際に、子どもにとって面会交流の持つ意味、すなわち、別居親と面会することによって心の傷が癒えるといったことや、2年後、5年後といった時間の流れも踏まえて話したり、絵本等を用いて子どもの心情を解説したりしつつ、子どもの気持ちを健やかに育てていく上でどのようにしていけばよいか、そして、どういう子どもに成長していってほしいかを今一度考えてもらうようにしている。

なお,面会交流等に係る条件が履行されない場合は、家庭裁判所で定めた条件に係るものについては履行勧告の手続があるが、親の気持ちに葛藤がある場合には履行勧告では不十分であり、再度面会交流の調停申立てがされるということもある。その場合には、同居親との調査官の面接を再度行うこともあるし、裁判所の中で試行的面会交流を行うこともある。裁判所の中であれば、同居親が憂慮するようなトラブルが生じることもない。

- 面会交流の調停等は、別居開始後なるべく早い段階で行う方が良いと思う。子 どもが何年も別居親と会っていない状況で調停手続を行っても、なかなか難しい。
- 面会交流の支援機関は、香川県内にはいくつあるのか。また、面会交流事件の 増加には、時代的な背景もあるのか。
- 香川県内の面会交流支援機関は1か所である。

面会交流の増加の背景については、子どもの養育や家族の在りように関する国民の意識の変化といった時代的な背景が認められる。特に、近時は、こうした時代背景に加え、離婚の際に深刻な対立が生じ、子どもとの面会について協力し合うという気持ちになかなかなれず、面会交流をスムーズに行うことが難しい事件も増えている。

● 少子化により一人の子どもへの「集中度」が上がっていることも原因にあると 思う。

なお、民事の事件であれば、履行がされなければ強制執行の手続も採り得るが、 面会交流事件については間接強制の形しかとれず、あまり意味がない。そのため、 できるだけ現実に実行できるような解決策を提示する必要があり、他の事件類型 とは時間や労力のかけ方が違う。

別居親は別居前に子どもの世話をよくしており、子どもも別居親に懐いていたものの、離婚の際の夫婦間の対立が相当深刻で、同居親が面会交流を拒絶しているといったケースでは、子どもが別居親に会いたいと言っていれば解決できる可能性がある。しかし、子どもが別居親を嫌っているために同居親が面会交流を拒絶しており、かつ別居親の同居時の子どもへの対応に相当問題があり、このことを調査官調査の過程で別居親に指摘しても理解してもらえない、理解しようとしないようなケースでは、解決は相当難しい。

- 子どもが別居親との面会交流を拒否しており、その本心が同居親への気兼ねにあるような場合、調査官が子どもへの面接において本音を聴くこととなるのであろうが、子どもが本音を言うようになるケースはどれくらいあるか。1回会っただけで子どもは本音を言うのだろうか。また、1回目の面接で終始本音を言わなかった子どもに対して、再度面接を行ったりするのか。
- 面接の回数を最初から1回と決めていることはない。まずは、これまでの子どもの生活状況や別居に至る経緯、現在の生活状況を調査し、その中で子どもは親に対してどのような振る舞いをしてきたのかを把握する。そして、同居中及び別居後の両親の様子等を、写真を示したりしながら聴く等していく。そうすると、子どもの別居親に対する心情の移り変わりがある程度把握できる。

例えば、別居親との同居中の楽しい思い出を話していたのに、今は別居親が嫌いだと述べる場合には、別居後の出来事その他の状況に照らし、何がきっかけで子の心情が変わったのかを追いかける。その上で、子どもと別居親の関係が元々良好であったのであれば、今は会いたくないと言っていてもどういう方法ならば会えるか等を考え、裁判所内での試行的面会交流における子どもの表情も見る。裁判所では楽しく過ごせていたのであれば、同居親に気兼ねしているとも考えられる。さらに、試行的面会交流の実施後、再度子どもに心情を聞く。そのように

して、手続の進行に合わせながら、子の本心がどこにあるのかを探っていく。こうした一連の調査を行うため、子どもとの面接も1回に限ったものではなく、必要な回数行うことになる。

- 試行的面会交流はどのくらいの頻度で行うのか。また、これが行われている間、 調査官は見守りに徹するのか、あるいは何らかの介入・援助を行うのか。
- 試行的面会交流の頻度については、個人的な感覚になるが、面会交流の全事件中、3分の1から2分の1弱程度ではないかと思う。

試行的面会交流における介入・援助についてであるが、ほとんどの当事者は面会交流に慣れていないので、まず、面接室のおもちゃを見てもらったりもしながら、どのようなことを子どもとするか等、面会交流のイメージを持ってもらう。また、試行的面会交流開始後、あまり親子の関わりができていないような場合には、調査官も一緒に入ってトランプをしたり、おもちゃで一緒に遊んだりして、親子の交流がある程度できてきたら離席する、というようにすることがある。

なお、試行的面会交流においては、年齢の低い子どもの方が、会うのが嫌だと言っていても早期に別居親と打ち解ける傾向にある。小学3、4年生になると、過去に楽しい思い出があっても別居親となかなか打ち解けられないことが多い。また、裁判所で行う試行的面会交流は、おおむね小学生までの子どもが多い。年長の子どもについては、身の安全が確保できることが前提ではあるが、別居親と例えば外で食事をする機会を持つなどしてもらい、何か不都合があれば次回調停期日で修正を図るという方法をとることがある。

- 面会交流の調停は、あくまでこれがスムーズに行われない場合に申し立てられるものということでよいか。
- そうである。通常の離婚調停でも、面会交流に関する条項を設けるのが通例であるし、多くの場合はその条項に沿って面会交流を行っているものとは思われる。
- 子どもの監護権に争いが生じている中で、非監護親、しかも法律専門職である 非監護親が子どもを誘拐したケースを知っている。面会交流における調整は非常 に難しいものと感じる。
- 現在,裁判所では「親ガイダンス」に力を入れており、冷静な状態で話合いに入ってもらうために、調停手続に入る前に面会交流に係るDVDを観てもらうなどすることが増えている。また、面会交流事件については、行動科学のトレーニングを積んだ調査官の知見をできるだけ活用して、きめ細かく関係者の心情を読み解くようにしている。

裁判官が書いた審判は、どちらかの当事者から反発を受けることがあるが、調査官の作成した調査報告書は、双方の当事者が納得してくれることがあり、子どもの心情についての記載には相当の説得力がある。また、双方に譲歩を求める時には、子どもの言葉がカギとなることがある。

(3) 次回期日

2019年6月7日(金)午後1時30分から開催することとした。